

一般社団法人日本小児看護学会

学術集会における筆頭演者の変更および演題取り下げ等に関する
学術集会ホームページ「演題募集」「演者への案内」画面での表示文

【発表演題の変更手続きについて】

日本小児看護学会では、採用された演題は筆頭演者が責任を持って発表することを原則としております。しかし、不測の事態により筆頭演者が発表できない場合には、届出書を提出することにより以下の対応が可能です。

(1) 共同研究者が代理発表 (2) 演題取り下げ

下記の注意点をご確認のうえ、必ず届出書を提出してください。

書類未提出の場合、または正当な理由がないと判断される場合には、業績の削除や翌年度学術集会への演題登録禁止などの措置をとる場合もございますのでご注意ください。

(1) 共同研究者が代理発表

筆頭演者が発表できないため共同研究者が代理発表する場合に、「代理発表届出書」を学術集会事務局に提出してください。

代理発表は、以下の条件を満たしている場合に可能です。

- ・発表時の質疑に答えることができる共同研究者であること
- ・発表業績は筆頭演者のものとなることに同意していること

代理発表の場合は、登録抄録およびプログラムの発表者（筆頭演者名）は書き換えられません。発表時に代理発表である旨を報告のうえ発表してください。

(2) 演題取り下げ

できる限り代理発表をお勧めいたしますが、単独発表や共同研究者が代理発表できない場合、「演題取下届出書」を学術集会事務局にメール添付により提出してください。

書類提出後は、演題取り下げの取り消しはできませんのでご注意ください。

取り下げとなった演題は、演題発表の業績にはなりません。学術集会ホームページ上で、演題の取り下げと業績の削除について告知します。